

《基本保育料表》 基本保育料表は、今後、国基準の改正等により変更する場合があります。

■ 保育園保育料(みかわ保育園・いのこ保育園・三川りっしょう子ども園(保育認定)・町外の保育園・認定こども園(保育利用) 共通)

国による幼児教育・保育の無償化により、3歳児～5歳児及び市町村民税非課税世帯の0歳児～2歳児の保育園保育料は無料です。

※ただし、預かり保育(延長保育)利用料、給食副食費、通園送迎費、行事費などは無料となりません。

金額等は当該園にお問い合わせください。

▼市町村民税課税世帯の0歳児～2歳児向け▼

世帯の階層区分		月額保育料		
		3歳未満		
定義		年齢区分	標準時間	短時間
		階層区分		
生活保護世帯等		1	0円	0円
市町村民税非課税世帯		母子・父子・障害者世帯	0円	0円
		母子・父子・障害者世帯以外	0円	0円
均等割課税世帯 又は 1円以上～48,600円未満		母子・父子・障害者世帯	0円	0円
		母子・父子・障害者世帯以外	0円	0円
48,600円以上～60,600円未満		母子・父子・障害者世帯	0円	0円
		母子・父子・障害者世帯以外	0円	0円
60,600円以上～77,101円未満		母子・父子・障害者世帯	0円	0円
		母子・父子・障害者世帯以外	0円	0円
77,101円以上～78,800円未満		5B	0円	0円
78,800円以上～97,000円未満		6	0円	0円
97,000円以上～117,000円未満		7	24,000円	23,600円
117,000円以上～169,000円未満		8	28,900円	28,400円
169,000円以上～301,000円未満		9	35,500円	35,000円
		10	42,900円	42,200円
301,000円以上～397,000円未満		10	42,900円	42,200円
397,000円以上		11	54,700円	53,800円

①小学校就学前の範囲内に、保育園幼稚園等に通う子どもが2人以上いる場合、左記の年長者から数え、2人目は半額、3人目以降無料。

②市町村民税所得割額が97,000円未満について県の保育料段階的無償化事業により、令和3年9月から当面の間無償。

■ 保育料の決定について

保育料は、保護者(両親)の市町村民税の所得割額(※1)の合計、お子さんの年齢(※2)、認定区分により、階層を分けて決定します。(バス料金等は別途加算) なお、「家計の主宰者」が祖父母等と判断される場合は、その方の税額も合算して計算する場合があります。

※1 市区町村民税の所得割額について

住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除の税額控除(調整控除を除く)等を控除する前の金額になります。課税された市町村民税の所得割額と異なる場合があります。

※2 年齢区分は、入園(利用)年度の4月1日現在の年齢となり、その年度中は誕生日が来ても年齢区分は変わりません。

■ 保育料の切り替え時期等

令和6年度の保育料は、4月から8月分については令和5年度の市町村民税額、9月から翌年3月分については令和6年度の市町村民税額により算定されます。

また、市町村民税額で保育料を計算しているため、所得(収入)に変動がなくても、税額計算における控除額(扶養控除・社会保険料控除・医療費控除など)に変動がある場合は、保育料は変わる場合があります。